

**第三者行為によるけがの治療を受ける場合は、  
事前に町へご連絡ください！**

第三者行為によるけが・病気とは？



**まずは保険課へご連絡ください！**

交通事故などの第三者行為によってけがや病気をした場合でも、届出をすれば、保険証を使って治療を受けることができます。この場合の医療費は加害者が負担することが原則であるため、町や健康保険が一時的に立て替えた後、加害者に請求します。

届け出に必要な書類を案内しますので、必ず保険課へご連絡ください。  
なお、単独事故の場合でも、届け出をお願いします。

**示談は慎重に！**

届け出の前に加害者と示談を結んでしまうと、町や健康保険が加害者に医療費を請求できない場合があります。示談をする前に、必ず保険課へご連絡ください。

**こんなときは、保険証が使いません！**

- ・ 飲酒運転等、治療を受ける本人の不法行為による事故
- ・ けんかや泥酔によるけが
- ・ 業務上（仕事、通勤中）での病気やけが（労災保険が対象になります）

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）  
安価で安心 ジェネリック医薬品を利用しましょう！！

**医療福祉費支給制度(マル福)申請手続きのご案内**

医療福祉費支給制度（マル福）とは、医療保険を使って医療機関等を受診した場合の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。

該当となる方がマル福を受給するにはご本人（または代理人）からの申請が必要です。まだ申請されていない方は、保険課（1階5番窓口）へお問い合わせください。

○マル福は以下の区分に分かれています。

妊産婦	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を受けた方
小児	出生の日から高校3年生の学年末まで(18歳に達する以後、最初の3月31日まで)のお子さん
ひとり親家庭	離別、死別などの事由により配偶者のない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当する子を監護し、一定の条件(※)を満たしている方とそのお子さん ・ 18歳未満 ・ 20歳未満で、一定の障がいの状態にある、または高校等に在学中である (※)世帯、健康保険、配偶者の障がい状況等により認定を行います。
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方。 ・ 身体障害者手帳（1級、2級または内部障がいにおける3級の認定を受けているものに限る）をお持ちの方 ・ 身体障害者手帳3級をお持ちの方で、かつ知能指数が50以下の方 ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方 ・ 療育手帳（AまたはAの認定を受けているものに限る）をお持ちの方 ・ 特別児童扶養手当1級受給の方 ・ 障害年金1級の受給権をお持ちの方

○マル福には所得制限があります。制限額は区分ごとに異なりますので、町ホームページ「医療福祉費支給制度（マル福）について」をご覧ください。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

**年金生活者支援給付金請求手続きのご案内**

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

**年金生活者支援給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。**  
※下記の支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要です。

- 対象となる方
  - 老齢基礎年金を受給している方 ※以下の要件をすべて満たしている必要があります
    - ・ 65歳以上である
    - ・ 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
    - ・ 年金収入額とその他所得額の合計が87万8千900円以下である
  - 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方 ※以下の要件を満たしている必要があります
    - ・ 前年の所得額が「472万1千円+扶養親族の数×38万円」以下である

- 請求手続きをお願いします
  - 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
 

お受け取りの対象となる方には、令和5年9月1日から順次、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付しています。お知らせに同封されているはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、切手を貼ってポストへ投函してください。令和6年1月4日までに日本年金機構に届くよう提出すると、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
  - これから年金の受給をはじめの方
 

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または保険課（1階5番窓口）で請求手続きをしてください。

【問合せ先】 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）  
水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278  
茨城町 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）